

12月定例会

令和元年第4回定例会が、12月10日から20日までの11日間の会期で行われた。

初日（10日）は、条例の制定、補正予算など21議案の提案理由の説明があり、それぞれ総務民生委員会及び産業建設委員会に付託した。

また、固定資産評価審査委員会委員3名を任命同意し、選挙管理委員4名及び同補充員4名を指名推薦により決定した。他に議員発議による議員派遣について可決した。

2日目（19日）は、7議員が一般質問を行った。

最終日（20日）は、総務民生委員長及び産業建設委員長より、付託された議案についての審査の経緯と結果の報告後、採決を行った。初日に提案理由の説明があった21議案について全て原案のとおり可決した。

なお、定例会の様子はインターネット公開している。2日目（一般質問）はケーブルテレビで放送した。

本会議（議場）における主な質疑内容

●養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

任期付職員の任期の定めは。

答 高度の専門的知識・経験等を有する任期付職員は5年以内。また、一定の期間に終了する業務、又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する任期付職員については、3年以内であるが、特に必要な場合は5年まで延長できる。

●養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

現在のフルタイムとパートタイムの内訳は。

答 平成31年4月1日現在、嘱託職員及び臨時職員は273人

であり、うちフルタイムが107人、パートタイムが166人である。

問 現在の臨時職員が会計年度任用職員に移行した場合の年収への影響は。

答 会計年度任用職員は、期末手当や通勤手当が支給されるため、その分増額となり、給与に関しては年収が現状と同等になるように初任給の方を設定する。

●養老町森林環境譲与税基金条例の制定

県の清流の国ぎふ森林・環境税と国の森林環境税の兼ね合いは。

答 県が平成30年にガイドラインを出しており、国と県では使途が重なるところが無いと説明されている。

問 当町の譲与額の動向は。

答 現時点の試算によると、令和3年度までは今年度と同額、4年度から6年度までは265万5000円、7年度から10年度までは376万1000円、最終的に15年度には600万円程が当町に入ってくる見込み。

問 当町の森林面積、林業就業者数、森林組合の有無は。

答 森林面積は1882ha、そのうち私有林人工林面積が595ha。林業就業者はいない。森林組合は沢田生産森林組合と西南濃森林組合がある。

●養老町一般会計補正予算

問 温室効果ガス排出ゼロを目指すための当町の取り組みは。

答 役場では再生紙の購入や電子化等の促進、毎週水・金曜日のノーマルデーの実施により、省エネに努めている。

●養老町立食肉事業センター特別会計補正予算

問 今後の繰入額の予想は。

答 今年の豚コレラ（CSF）による豚の処理頭数の減少はワクチン接種によりある程度回復すると考えているが、施設の老朽化による維持管理費は増加傾向にある。来年度の予算は償還金の減少と合わせても、本年度当初と同額程度を見込んでいる。



総務民生委員会へ付託された議案

●養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

問 具体的に該当する職種は。

答 現在の嘱託の園長が一般職の任期付職員に該当する。

●養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

問 手当てや給与体系の変更点は。

答 現在の臨時職員と嘱託職員が会計年度任用職員に移行されると、一定の要件を満たした場合に期末手当が支給されたり、通勤手当が支給されるようになるため、予算が約1500万円増額する見込み。

●地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

問 公民館長の扱いの変化は。

答 現在、非常勤の特別職であるが、4月からは会計年度任用職員になる予定であり、給与体系について現在検討している。

●令和元年度一般会計補正予算

問 障害児通所給付事業が2000万円ほど増額となっているが、利用人数と金額は。

答 増額の要因となっているのは放課後等デイサービス事業で、平成30年10月分が利用人数34名、金額280万円であったものが、令和元年10月分は利用人数42名、金額323万3000円となり増加している。

問 寄付金の振り分け内容は。

答 寄付者である藤井ハウス株式会社意向で、教育（藤井文庫）、消防、まちづくりに振り分けさせて頂いた。

問 出産祝い金支給事業50万円の補正増の内容は。

答 一人あたり10万円を5人分。当初23人分を予定していたが、現時点（12月12日現在）で19名あり、今後増える予想されるため。

産業建設委員会へ付託された議案

●養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正

問 今回の改正により、自転車通行帯や自転車道を設置する必要がある箇所は。

答 町内には無く、当面は該当になる箇所は無い。

●養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正

問 地方公営企業法を適用した場合のメリットは。

答 メリットとしては、経営状況が明確化され、経営の健全化を示しやすくなること、新たに減価償却を導入するため、設備の老朽化の状態などを的確に把握できるようになること。

●令和元年度養老町一般会計補正予算

問 森林環境譲与税基金積立金177万円の財源科目は。

答 国県の補助金という扱いの特定財源ではなく、地方譲与税という税金の扱いの一般財源になる。

問 行政の直轄ではなく、協力団体や協賛団体でイルミネーションを実施する動きは。

答 地元ではそういう動きは無いと思う。なお、養老公園運営の協同会議において、県で何か実施してもらえないか要望していきたい。

●令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算

問 豚コレラ（CSF）の現状は。

答 豚コレラ（CSF）の影響で豚の処理頭数が約2割減となっている。なお、当町に

*2 農林水産省は「消費者にできる限り不要な不安や不信を招かないようにするため」と豚コレラの呼称を「CSF」に変更した。CSFとは「classical swine fever（古典的な豚の熱病）」の略。